

高松市物品・委託・役務の提供等入札参加資格審査基準

（趣旨）

第1条 この審査基準は、物品・委託・役務の提供等に係る令和8年1月1日から令和10年12月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の提出期間及び方法等について定める件（令和7年高松市告示第479号。以下「入札参加資格告示」という。）に定める資格審査の方法等の基準を定めるものとする。

（資格審査）

第2条 入札参加資格告示第5項の規定による資格審査については、入札参加資格告示第2項各号（第2号及び第8号を除く。）のいずれにも該当しないことについて行うほか、次項から第4項までに定めるところによる。

2 資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、不適格とする。

- （1） 民事再生手続又は会社更生手続の申立てがなされたとき。
- （2） 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されているとき。
- （3） 申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたと認められるとき。
- （4） 前号に掲げるもののほか、契約履行に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかであるとき。

3 申請者について次の各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。

- （1） 資格者名簿への登載日前3年以内に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する行為があったこと。
- （2） 経営状況が著しく不健全であること。

4 市内企業（高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領（令和8年1月1日施行）に定めるところによる。）にあっては、業種別営業種目一覧表の営業種目4101から4104までにおいては、前3項の規定によるほか、次の区分のいずれに該当するのかわいても審査するものと

する。

- (1) 当該営業種目に係る印刷について一貫した自社処理が可能であること。
- (2) 自社の印刷設備の所在地が高松市内であること。

附 則

この審査基準は、令和7年8月1日から施行する。